

緊急時対応について

- 1 重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応については、緊急時対応専門調査会において、その対応のあり方等に関する事項を調査審議することとされている。
- 2 緊急事態等に対する食品安全委員会の対応に共通する事項を定める「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」の作成に当たり、本年 8 月 28 日に開催された第 1 回専門調査会において、基本指針の項目について審議が行われ、9 月 25 日に開催された第 2 回専門調査会において、当該項目を基に、事務局が専門委員からの意見を踏まえて作成した「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）（案）」の内容について審議が行われた。
- 3 この審議結果を基に、座長及び事務局が基本指針の内容についての調整を行い、10 月 2 日に開催された第 13 回食品安全委員会において、同案が報告され、議論の結果、「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」が決定された。
- 4 今後の予定としては、当面、政府全体として緊急事態への対応に関する体制の整備に取り組む必要があるため、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の中で、当該取組の具体的な方策をどのように定めるかについて、関係行政機関と連携しつつ、検討していくことになる。